

# 福岡県公報

平成十九年四月十一日  
第二千六百六十四号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第八百五号)

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準の一部改正 (環境保全課) …………… 一

再 掲

福岡県財務規則の一部を改正する規則 (出納事務局出納総務課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第八百五号

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準 (平成十四年三月福岡県告示第四百七十三号) の一部を次のように改正し、平成十九年十月一日から施行する。

平成十九年四月十一日

福岡県知事 麻 生 渡

一 のイ中、「篠栗町」を削り、「直方市、朝倉市」を「並びに直方市」に改め、「並びに旧上陽町 (平成十八年九月三十日における八女郡上陽町の区域をいう。)」及び旧高田町 (平成十九年一月二十八日における三池郡高田町の区域をいう。)」の区域」を削り、同口中、「朝倉市」を削り、同八中「筑後市」を「八女市、筑後市」に改め、「古賀市」の下に「みやま市、篠栗町」を加え、「苅田町の区域のうちA区域並びに旧八女市 (平成十八年九月三十日における八女市の区域をいう。)、旧瀬高町 (平成十九年一月二十八日における山門郡瀬高町の区域をいう。及び旧山川町 (平成十九年一月二十八日における山門郡山川町の区域をいう。)) の区域」を「並びに朝倉市及び苅田町の区域のうちA区域」に改め、同二中「苅田町」を「朝倉市及び苅田町」に改める。

## 再 掲

福岡県告示式条例 (昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。  
平成十九年三月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県規則第三十号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則 (昭和三十九年福岡県規則第二十三号) の一部を次のように改正する。

第三条中「出納長」を「出納事務局長」に改める。

第五条の見出し中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、「又は出納長が欠けたとき」を削り、「出納事務局長」を「出納事務局出納総務課長」に、「出納長の」を「会計管理者の」に改め、同条第二項を削る。

第五条の二を削る。

第六条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十条の二第三項中「課長 (財務担当所にあつては財務担当所長) は、当該分任出納員に分任出納員証 (様式第二号の二) を交付し、当該分任出納員の職務を終了させる場合は、当該分任出納員証を返還させるものとする」を「知事は、法第七十一条第四項の規定に基づき告示しなければならない」に改める。

第十一条第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第二十条、第二十三条第二項、第二十四条第四項、第二十五条第三項、第二十七条第二項及び第三項、第二十八条第二項、第二十九条第二項、第三十条第四項、第五十三条第一項、第五十四条、第五十九条第二項、第六十条第三項並びに第八十条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第八十五条第四項中「出納長」を「出納事務局長」に改める。

第八十五条の三、第八十五条の四、第九十一条、第九十二条、第九十二条の二、第九

十二条の三、第九十三条（見出しを含む。）、第九十三条の二、第九十八条の二、第四百四条、第六百六条、第八百八条、第九百九条、第一百十条第二項及び第三項、第一百一十一条、第一百十二条、第一百十三条第一項及び第三項から第六項までの規定並びに第二百五条第二項及び第三項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百二十六条第二項中「出納長」を「出納事務局長」に、「出納員」を「財務担当所長」に改める。

第二百二十八条、第二百二十八条の二、第三百三十一条第二項、第三百三十二条第二項、第三百三十五条、第三百三十八条、第三百三十九条、第四百十条、第四百十一条、第四百八十六条第一項、第四百八十七条、第四百八十七条の二、第四百八十八条並びに第四百九十一条第一項及び第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第九百九十三条第一項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「出納長」を「会計管理者」に改め、同項を同条第八項とする。

第九百九十五条第四項及び第五項、第九百九十五条の二第三項及び第四項、第九百九十六条第一項、第九百九十七条、第九百九十七条の二第一項、第九百九十八条、第九百九十九条並びに第二百条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百十六条第一項中「第二百三十八条の四第四項」を「第二百三十八条の四第七項」に改める。

第二百二十一条中「第二百三十八条の四第六項」を「第二百三十八条の四第九項」に改める。

第二百二十三条の見出し中「普通財産の貸付け」を「貸付け」に改め、同条第一項中「普通財産を」を「公有財産を」に、「普通財産借受願書」を「公有財産借受願書」

に、「普通財産に」を「公有財産に」、同条第二項から第四項までの規定中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第二百二十四条中「普通財産借受期間延長願書」を「公有財産借受期間延長願書」に、「普通財産借受期間更新願書」を「公有財産借受期間更新願書」に改める。

第二百二十五条第一項中「普通財産」を「公有財産」に改める。

第二百二十六条中「普通財産の」を「公有財産の」に、「普通財産借受目的変更願書」を「公有財産借受目的変更願書」に、「普通財産原状変更願書」を「公有財産原状変更願書」に改める。

第二百二十七条中「第二百三十八条の五第二項」を「第二百三十八条の五第四項」に改める。

第二百三十四条第三号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百四十三条第一項から第三項までの規定、第二百五十五条第一項及び第二百五十六条第二項中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百六十条中「別表六手続」を「別表六の手続名及び手続区分」に改める。

第二百六十一条及び第二百六十二条第一項第一号中「出納長」を「会計管理者」に改める。

第二百六十三条中「行われるもの」の下に「（以下「記帳省略物品」という。）」を加える。

第二百七十二条の見出し及び同条第一項中「徴収吏員」を「徴収職員」に改め、同条第二項中「徴収吏員証」を「徴収職員証」に改め、同条第三項中「徴収吏員に」を「徴収職員に」に、「徴収吏員証」を「徴収職員証」に改める。

第二百七十四条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 前各号に定める理由のほか、法令の規定により履行期限を繰り上げることができる理由が生じたとき。

第二百七十六条第二項中「同条同項第二号」を「第四百四十五条第三項第二号」に改める。

第二百八十三条第二号及び第三号並びに第二百八十四条中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表一中「出納長」を「会計管理者」に改め、同表一の項中「出納事務局長」を削り、同表一の項中「物品（第二百六十三条第一項各号に掲げる物品及び証紙を除く。）」を「物品（記帳省略物品及び証紙を除く。）」に改め、「支払決定を行うこと」の下に

「（総務事務センターにおいて支出負担行為の事務を行う旅費に係る資金前渡額、概算額又は支出事務の委託額がその精算額と同額であるときはその精算額の確認を行うこと）」を加え、同表三の項中「第二百六十三条第一項各号に掲げる物品」を「記帳省略

物品」に改め、「確認を行うこと」の下に「（総務事務センターにおいて支出負担行為の事務を行う旅費を除く。）」を加え、同表備考を次のように改める。

の事務を行う旅費を除く。」を加え、同表備考を次のように改める。

備考 二の項に掲げる会計管理者の事務のうち第二号の事務を行う同項の出納員は、総務事務センター課長を除く。

別表三中県民情報広報課の項の次に次のように加える。

総務事務センター	<p>第二百三十八条第二項（第二百三十八条の二第二項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき物品の購入の事務を担当する職員</p> <p>第二百三十八条第二項の規定に基づく物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札における入札保証金及びこれに代わる有価証券の出納保管（落札者に係るものの払戻しを除く。）並びに落札者に係る入札保証金の払込み</p>
----------	--

別表四及び別表五中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表六を次のように改める。

別表六

取得名	手続区分	通知者	被通知者	出納通知
一 第二百三十九条の規定により報告を受けたとき。	財務担当所長	財務担当所の出納員	会計管理者	生産品等出納整理簿（様式第百八十六号）に財務担当所長が押印し出納員に通知すること。
二 第二百四十条第一項の規定により引継ぎを受けたとき。	使用責任者 会計課長	財務担当所の出納員	会計管理者	（前渡資金購入）物品出納通知書（様式第百九十八号その二）により通知すること。
三 第二百四十一条の規定により受納の決定をしたとき。	使用責任者 会計課長	会計管理者	会計管理者	（寄附）物品出納通知書（様式第百九十八号その三）により通知すること。

保管物品請求	交付するとき	総務事務センター課長	会計課長	別表一の四の項に規定する出納員	（保管）物品出納通知書（様式第百九十八号その四）により通知すること。
一 第二百四十三条の規定により	財務担当所長	財務担当所の出納員	会計管理者	（購入）物品出納通知書（様式第百九十八号その一）により通知すること。	
二 第二百四十二条の規定により	総務事務センター課長	会計管理者	会計管理者	（購入）物品出納通知書（様式第百九十八号その一）により通知すること。	
三 第二百四十二条の規定により	使用責任者	会計管理者	別表一の四の項に規定する出納員	（購入）物品出納通知書（様式第百九十八号その一）により通知すること。ただし、第二百三十八条第一項ただし書、第二百三十八条第三項及び第四項により物品購入（修繕）伺書（様式第百七十五号）により購入した記帳省略物品にあつては物品出納通知書（様式第百七十五号の二）により通知すること。	
四 第二百四十二条第一項第一号の規定により	総務事務センター課長	会計管理者	財務担当所の出納員		
五 第二百四十二条第一項第二号の規定により	使用責任者	会計管理者	別表一の四の項に規定する出納員		
六 第二百四十二条第一項第三号の規定により	会計課長	別表一の四の項に規定する出納員			
七 第二百四十二条第一項第四号の規定により	財務担当所長	財務担当所の出納員			
八 第二百四十二条第二項の規定により	使用責任者（警察本部を除く。）	会計管理者			

			管理								
四 第二百四十八条 第一項の規定により使用責任者換受けるとき。			三 第二百四十八条 第一項の規定により使用責任者換受けるとき。			二 第二百四十七条 の規定により管理換（同条第一項ただし書の管理換を除く。）を受けるとき。			一 第二百四十七条 の規定により管理換（同条第一項ただし書の管理換を除く。）を受けるとき。		
財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者
出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員
（使用責任者換）物品通知書（先）（様式第九十九号の三）により通知すること。			（使用責任者換）物品通知書（元）（様式第九十九号の二）により通知すること。			（管理換）物品出納通知書（先）（様式第九十八号その五の二）により通知すること。			各種出納整理簿に財務担当所長が押印することにより通知すること。		

九 貸付物品の返納があつたとき。			八 第二百五十二条 第三項及び第二百五十三条の規定により貸し付けるとき。			七 第二百五十条、第二百五十一条及び第二百五十二条の三 第二項の規定により返納するとき。			六 第二百四十九条 第一項の規定により分類換をするとき。			五 第二百四十九条 第一項の規定により区分換をするとき。		
財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者	財務担当所の使用責任者
出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員
（貸付物品返納）物品出納通知書（様式第二百一十二号）により通知すること。			（貸付物品）物品出納通知書（様式第二百一十一号）により通知すること。			（返納）物品出納通知書（様式第九十八号その六）により通知すること。			（分類換）物品通知書（様式第二百号の二）により通知すること。			（区分換）物品通知書（様式第二百号）により通知すること。		

六 第二百五十八 条第一項の規定 により無償譲渡 するとき。		財務担当所 長	使用責任者 会計課長	財務担当所 長	五 第二百五十五 条第二項の規定 により報告を受 けたとき。	総務事務セ ンター課長	財務担当所 長	四 第二百五十四 条の規定により 始動票札を売払 い又は棄却する とき。	財務課長 財務担当所 長	三 第二百五十四 条の規定により 証紙を売払い又 は棄却するとき 。	出納総務課 長	二 第二百五十四 条の規定により 不用品（証紙及 び始動票札を除 く。）を売払い 又は棄却する とき。	財務担当所 長	一 第二百五十七 条の規定により 売払いを目的と する物品を売り 払うとき。	使用責任者 会計課長	財務担当所 長	処分
出納員		出納員	別表一の四の 項に規定する 出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	出納員	
（無償譲渡）物品出納通知書（様式第百九十八号その九）により通知すること。		（動物へい死等）物品出納通知書（様式第百九十八号その七）により通知すること。		（処分）物品出納通知書（様式第百九十八号その八）により通知すること。													

還付 一 証紙の返還を受けるとき。	出納総務課 長	会計管理者	（証紙返還）出納通知書（様式第百九十八号その十二）により通知すること。
交換 一 第二百五十九条の規定により交換するとき。	総務事務センター課長 会計課長	会計管理者 別表一の四の項に規定する出納員	（交換）物品出納通知書（様式第百九十八号その十三）により通知すること。

様式目次  
「様式第二号の二」 分任出納員証 第十条の二を  
「様式第二号の二」 削除 「に、  
「様式第百六十七号」 普通財産借受願書 第百二十三条を  
「様式第百六十七号」 公有財産借受願書 第百二十三条に、  
「様式第百六十九号」 普通財産借受期間延長願書 第百二十四条  
「様式第百七十号」 普通財産借受期間更新願書 第百二十四条を  
「様式第百七十二号」 普通財産借受目的変更願書 第百二十六条  
「様式第百七十二号」 普通財産原状変更願書 第百二十六条に、  
「様式第百七十九号」 公有財産借受期間延長願書 第百二十四条  
「様式第百七十九号」 公有財産借受期間更新願書 第百二十四条に、  
「様式第百七十一号」 公有財産借受目的変更願書 第百二十六条  
「様式第百七十一号」 公有財産原状変更願書 第百二十六条に、  
「様式第百七十二号」 公有財産借受期間延長願書 第百二十四条  
「様式第百七十二号」 公有財産借受期間更新願書 第百二十四条に、  
「様式第百七十二号」 公有財産借受目的変更願書 第百二十六条  
「様式第百七十二号」 公有財産原状変更願書 第百二十六条に、  
「様式第百七十二号」 徴収職員証（本庁、財務担当所） 第百七十二条を  
「様式第百七十二号」 徴収職員証（本庁、財務担当所） 第百七十二条に改める。  
様式第二号の二を次のように改める。  
様式第百二十三号の二 削除  
様式第七十三号中「福岡県田納長」を「福岡県会計管理者」に、「出納長又は収入役」を「会計管理者」に改める。

「 弊社様へ三十三号の「福岡県出納長」や「福岡県会計管理者」に於ける  
 弊社様へ十四号の「出納長」や「会計管理者」に於ける  
 弊社様へ十六号及び弊社様へ十七号の「福岡県出納長」や「福岡県会計管理者」に於  
 ける。」

「 弊社様へ十八号及び弊社様へ十九号の「出納長」や「会計管理者」に於ける  
 弊社様へ三十一号及び三十二号の  
 福岡県 殿」

「 4 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に  
 応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。」

福岡県 殿

「 4 私の責任において、納期の遅延をしたときは遅滞損害金として遅延日数に  
 応じ1年につき、未納部分の代金の73.0パーセントの金額を納入します。」

5 私は、この契約に関して次の各号の一に該当するときは、契約を解除され  
 ても異議ありません。

- (1) 公正取引委員会が、私に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律  
 (昭和22年法律第54号) 第3条の規定に違反する行為(私を構成事業者とす  
 る事業者団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下  
 「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条第1項に規定する排  
 除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同法第7項又は同法第52条第  
 5項の規定により確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、私に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項  
 に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同法第5項又は同法  
 第52条第5項の規定により確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したと  
 き、又は同法第2項の規定により審判請求を棄却したとき。
- (4) 私又は私の代表者、代理人、使用人その他の従業者が刑法(明治40年法律  
 第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

6 私は、前項の規定により福岡県が契約を解除することができるときにおいて  
 は、契約を解除するかどうかを問わず、購入代金の額の100分の20に相当する金

額を賠償金として福岡県の指定する期間内に福岡県に支払います。契約の履行  
 が完了した後も同様とします。ただし、福岡県が支払う必要がないと認めると  
 きは、この限りではありません。

7 福岡県に生じた実際の損害額が前項に定める金額を超える場合において、福  
 岡県が当該超える金額を併せて請求することについて異議ありません。

福岡県 殿

「 弊社様へ三十三号の「請負代金の額の10分の1」や「請負代金の額の10分の2」に於  
 ける。」

弊社様へ三十三号の  
 福岡県 殿

「 (契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除するこ  
 とができる。この場合において解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責め  
 を負わない。

- (1) 履行期限までに履行を終わる見込みがないと認められたとき。
- (2) 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行  
 できないと認められたとき。
- (3) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認められたとき。
- (4) 履行に関し不正の行為があると認められたとき。

(違約金)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金  
 を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違  
 約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

「 (契約の解除)

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除すること  
 ができる。この場合において解除により乙に損害があつても、甲は賠償の責め  
 を負わない。

(1) 履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたととき。  
 (2) 天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたととき。

(3) 乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたととき。  
 (4) 履行に関し不正の行為があると認めたととき。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、この契約に関して乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(乙を構成事業者とする事業者団体の同法第8条第1項第1号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。)があったとして同法第49条第1項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同法第7項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。  
 (2) 公正取引委員会が、乙に独占禁止法違反があったとして同法第50条第1項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同法第5項又は同法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、同法第66条第1項の規定により審判請求を却下したとき、又は同法第2項の規定により審判請求を棄却したとき。

(4) 乙又は乙の代表者、代理人、使用人その他の従業者が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(違約金)  
 第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約を解除したときは、違約金を徴収する。

2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10に相当する金額とし、この違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

(賠償の予定)

第10条の2 乙は、第9条第2項の規定により甲が契約を解除することができる  
 ときにおいては、契約を解除するか否かを問わず、請負代金の額の100分の20に相当する金額を賠償金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

ない。契約の履行が完了した後も同様とする。ただし、甲が支払う必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合に  
 おいて、甲が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。」  
 第66条。

第43条第117号の2 「出納長」や「会計管理者」 第66条。

第43条第117号の3 「福岡県出納長」や「福岡県会計管理者」 第66条。

第43条第118号の2 「出納長」や「会計管理者」 第66条。

第43条第118号の3 「福岡県出納長」や「福岡県会計管理者」 第66条。

第43条第119号の2 「出納長」や「会計管理者」 第66条。

第43条第119号の3 「福岡県出納長」や「福岡県会計管理者」 第66条。

第43条第120号の2 「出納長又は」や「会計管理者又は」 第66条。

第43条第120号の3 「福岡県出納長」や「福岡県会計管理者」 第66条。

第43条第121号の2 「普通財産借受期間更新願書」や「公有財産借受期間更新願書」 第66条。

第43条第121号の3 「福岡県出納長」や「福岡県会計管理者」 第66条。

第43条第122号の2 「第238条の4第4項」や「第238条の4第7項」 第66条。

第43条第122号の3 「第238条の4第9項」 第66条。

第43条第123号の2 「普通財産借受願書」や「公有財産借受願書」 第66条。

第43条第124号の2 「普通財産借受期間延長願書」や「公有財産借受期間延長願書」 第66条。

第66条。

第43条第125号の2 「普通財産借受期間更新願書」や「公有財産借受期間更新願書」 第66条。

第43条第126号の2 「普通財産借受目的変更願書」や「公有財産借受目的変更願書」 第66条。

第43条第127号の2 「普通財産の」や「公有財産の」 第66条。

第43条第128号の2 「普通財産現況変更願書」や「公有財産現況変更願書」 第66条。

第43条第129号の2 「普通財産を」や「公有財産を」 第66条。

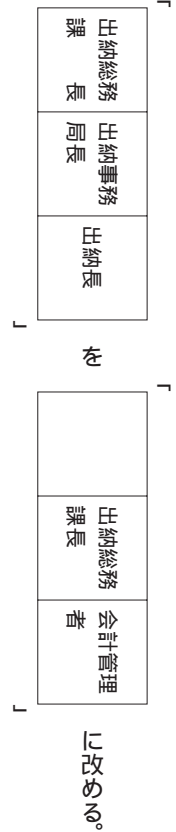
第43条第130号の2 「現況変更を」や「原状変更を」 第66条。

第43条第131号の2 「出納長」や「会計管理者」 第66条。

第43条第132号の2 「出納長」や「会計管理者」 第66条。

第43条第133号の2 「出納長」や「会計管理者」 第66条。

第43条第134号の2 「出納長」や「会計管理者」 第66条。



様式第九十八号その十三中「**福岡県庁**」を「**福岡県庁 総務課**」に改める。  
 様式第二百十二号中「**福岡県庁**」を「**福岡県庁 総務課**」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。  
 (経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十三号。以下「改正法」という。) 附則第三条第一項の規定により現に出納長が在職する場合は、改正後の福岡県財務規則第六条、第十一条、第二十条、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条から第三十条まで、第五十三条、第五十四条、第五十九条、第六十条、第八十条、第八十五条の三、第八十五条の四、第九十一条から第九十三条の二まで、第九十八条の二、第九十九条、第一百零一条、第一百零二条、第一百零三条、第一百零四条、第一百零五条、第一百零六条、第一百零八条から第一百十三号まで、第一百二十五条、第一百二十八条、第二百二十八条の二、第二百三十一条、第二百三十二条、第二百三十五条、第二百三十八条から第二百四十一条まで、第二百八十六条から第二百八十八条まで、第二百九十一条、第二百九十三条、第二百九十五条から第二百条まで、第二百三十四条、第二百四十三条、第二百五十五条、第二百五十六条、第二百六十一条、第二百六十二条、第二百八十三条、第二百八十四条、別表四、別表五、別表六、様式第七十三号、様式第八十三号、様式第八十四号、様式第八十六号から様式第八十八号まで、様式第七十七号、様式第九十三号、様式第九十四号、様式第九十六号並びに様式第九十八号その一からその三まで、その七、その十、その十一及びその十三の規定中「**会計管理者**」とあるのは「**出納長**」と読み替えて適用する。

3 改正法附則第三条第一項の規定により現に出納長が在職する場合は、改正後の福岡県財務規則第五条の規定中「**会計管理者**」とあるのは「**出納長**」と、「**出納事務局出納総務課長**」とあるのは「**出納事務局長**」と読み替えて適用する。

4 改正法附則第三条第一項の規定により現に出納長が在職する場合は、改正前の福岡県財務規則第十条の二、別表一、様式第二号の二及び様式第九十八号その十二の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において別表一の二の項中「**物品**(第二百六十三条第一号各号に掲げる物品及び証紙を除く。)」とあるのは「**物品**(記帳省略物品及び証紙を除く。)」と、「**支払決定を行うこと**」とあるのは「**支払決定を行うこと**(総務事務センターにおいて支出負担行為の事務を行う旅費にかかる資金前渡額、概算額又は支出事務の委託額がその精算額と同額であるときはその精算額の確認を行うこと。)」と、同表三の項中「**第二百六十三条第一項各号に掲げる物品**」とあるのは「**記帳省略物品**」と、「**確認を行うこと**」とあるのは「**確認を行うこと**(総務事務センターにおいて支出負担行為の事務を行う旅費を除く。)」とする。

5 改正法附則第三条第一項の規定により現に出納長が在職する場合は、改正前の福岡県財務規則第五条の二及び第十二条については、なおその効力を有する。

6 この規則の施行の際現にある旧様式による帳票のうち様式第二百三十三号については、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

〔発行〕 〒八二一八五七七 福岡市博多区東公園七番七号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話) 〇九二一六四三三三〇三〇  
 〔印刷〕 〒八二一〇〇〇七 福岡市博多区東比恵二丁目九番一号 九州チユーエツ株式会社 (電話) 〇九二一四一一八三六七